

年金受給者の
みなさんへ

10月から市・県民税の 年金天引き制度(特別徴収制度)が始まります

この制度は、納付の手間を省くためや納め忘れ防止などの利便性を高めるためのもので、一定の条件を満たす人は支給される年金から天引きされる(特別徴収)方法で納めることになります。対象者は納期が年4回から6回となり、1回当たりの納付額が少なくなる利点もあります。

■対象となる人は下の①～④のすべてに該当する人です。

- ① 公的年金の所得に対して市・県民税が課税になる人
- ② 前年中に国民年金法に基づく老齢基礎年金など年額18万円以上の支払いを受けている人
- ③ 平成21年4月1日現在で65歳以上の人
- ④ 介護保険料が年金から特別徴収されている人

※その年度の公的年金からの特別徴収税額が老齢基礎年金などの年額を超える場合や遺族年金・障害年金は今回の制度の対象になりません。

■対象となる所得は、公的年金のみです。

公的年金以外に農業や給与などの所得がある人は、公的年金に対する税額は年金からの特別徴収で、それ以外の所得に対する税額は普通徴収(納付書払いまたは口座引き落とし)になります。給与分は事業所によっては、給与からの特別徴収になる場合もあります。

■具体的な徴収方法と対象税額

(1)21年度および特別徴収開始初年度

年度の前半は、1期(6月)、2期(8月)分をこれまで通り納めます。

年度の後半は、年金支給月(10・12・2月)ごとに特別徴収されます。税額は、年度前半で納めた残りの額を3回に分けて、支給される年金から特別徴収されます。

普通徴収 (納付書払いまたは 口座引き落とし)		特別徴収 (年金天引き)		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の 4分の1ずつ		年税額の 6分の1ずつ		

(2)特別徴収開始2年目以降

年度の前半は、年金支給月(4・6・8月)ごとに、前年度後半と同じ額が特別徴収されます(仮徴収)。

その年度に特別徴収される市・県民税の年税額が確定した後、その確定した年税額から4・6・8月で仮徴収された額を引き、残りを年金支給月(10・12・2月)に分けて特別徴収されます(本徴収)。

特別徴収(年金天引き)					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の10月～翌年3月に 徴収した額の 3分の1ずつ			(年税額)－(仮徴収額)＝残額の 3分の1ずつ		

■よくある質問

Q1 今まで通りに、納付書払いや口座引き落としにすることはできますか？

A 本人の希望による選択はできないことになっており、対象となる人は全員、年金からの特別徴収になります。ご理解をお願いします。

Q2 市・県民税額が変わった場合は、どうなりますか？

A 年度途中で公的年金の所得に対する市・県民税額が変わった場合は、年金からの特別徴収は中止となり、残りの税額は普通徴収で納めることとなります。また、介護保険料が年金から特別徴収できなくなった場合、市・県民税も特別徴収されなくなります。

Q3 Q2の場合、年金からの特別徴収はいつから再開されますか？

A 翌年度の10月に支給される年金から再開されます。したがって、翌年度は左で説明した「具体的な徴収方法と対象税額」の(1)の方法で納めることとなります。

Q4 年金を2種類受給していますが、どの年金から特別徴収されますか？

A 基本的には介護保険料が天引きされている年金から特別徴収されます。

～65歳未満の年金受給者の皆さんへ～

公的年金を受給し会社などにお勤めの65歳未満の人で、今まで、公的年金の所得も含めた市・県民税が勤務先の給与からの特別徴収になっていた場合、平成21年度から公的年金の所得に対する税額分が特別徴収できなくなりました(公的年金の所得以外に対する税額分は、今まで通りです)。公的年金の所得に対する税額分は、普通徴収(納付書払いまたは口座引き落とし)となります。



市・県民税についての問い合わせ
市民税課賦課係 内線 3142～3145

市の動き

景観計画・条例両案の骨子まとめる

景観法に基づく景観行政団
体として、景観計画案と条例
案の骨子をまとめました。

計画案では、市内全域を
景観計画区域とし、「市民一
人ひとりが愛着と誇りをも
てる郷土をつくる」ことを景
観形成の目的としています。
また、その理念を「心の原風
景に訴える景観をみんなで
守り、創り、育てる」とし、
市民・事業者と行政との協
働により実現を目指してい
ます。

具体的には、文化、自然、
都市、農村の4分類ごとに方
針を定めるほか、市民活動の
推進や意識啓発の取り組み、
建物の色彩や高さなどの行為

制限によって、
良好な景観の
形成を図って
いきます。
また、北上
川・展勝地、
和賀川・清水
大通り、広瀬
川の4区域を
景観形成強化
区域とし、よ
り細やかな行



活発な意見が出された景観計画策定に係る意見交換会

為制限の基準を定めています。
条例案では、行為制限の届
出制度の規定や勧告・変更命
令の手続のほか、景観形成の
推進に関する規定として「き
たかみ景観資産」の認定や支
援、表彰、審議会の設置など
を定めています。
「きたかみ景観資産」の認定
制度とは、地域の景観資源と
それを守り育てるための活動
を認定し、支援や周知を行い、
景観形成活動の継続と活性化
を目指す制度です。
これまで実施してきたパブ
リックコメント(意見公募や
市内各地区での意見交換会)
の結果を踏まえ、さらに検討を
加えて成案化した後、市議会
9月定例会に提案し、平成
22年4月1日の条例施行を
目指しています。

晴れの受章おめでとうございます

叙勲



旭日小綬章
【地方自治功勞】
菅原 行徳さん
(村崎野・77歳)

昭和58年4月北上市議に初当選
7期25年間にわたって地方自治
の進展に貢献されました。この間、
市議会副議長、産業経済常任委員
長などを歴任。「市に対して大き
な功績を残した訳でもない。地域
に支えられて、長く務めてきただ
け」と受章の喜びを語っていました。

叙勲



瑞宝小綬章
【教育研究功勞】
昆野 忠康さん
(里分・82歳)

昭和40年から一関工業高等専門
学校の教授として、平成2年に退
官してからは、同校の名誉教授を
務めています。全国から集まった
先生と優秀な学生に恵まれたと
25年間の教員生活を振り返り、
「受章するとは思わなかった」と話
していました。

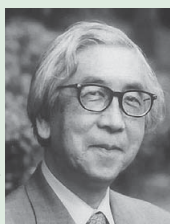
第24回詩歌文学館賞決定

第24回詩歌文学館賞の受賞者は次の3人の
皆さんです。表彰式は5月23日(土)午後3時か
ら、日本現代詩歌文学館講堂で行われます。

●短歌部門

橋本 喜典さんの「非母像」

東京都生まれ。「まひる野」運営・編集委
員長。歌集「冬の旅」「無冠」(日本歌人クラ
ブ賞)「一己」(短歌四季大賞)。評論「歌人窪
田章一郎―生活と歌」「短歌憧憬」など。



●詩部門

長田 弘さんの「幸いなるかな本を読む人」
福島市生まれ。1965年、詩集「われら新
鮮な旅人」でデビュー。主な著書に、詩集
「深呼吸の必要」、エッセー「詩は友人を数
える方法」など多数。



●俳句部門

友岡 子郷さんの「友岡子郷俳句集成」

神戸市生まれ。第1回雲月選賞、第25回
現代俳句協会賞受賞。既刊の8冊の句集に
未刊句集を含め「友岡子郷俳句集成」刊行。
他に「飯田龍太鑑賞ノート」など著書多数。

